

柏崎市総合福祉センター利用団体の登録について

柏崎市総合福祉センター（以下「福祉センター」といいます。）をご利用いただく団体は、各年度（4月1日～翌年3月31日）の初回利用時まで、福祉センターの利用団体に登録をしてください。

団体登録の手続きについては、次のとおりです。

1 団体登録の申請の方法

登録申請については、『福祉センター利用団体登録申請書』に必要事項を記入の上、福祉センター窓口にご提出ください。受付時間は、午前9時から午後9時です。（休館日は受付を行っておりません）

登録期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日です。

※減免利用を希望する団体は次の書類も添付してください。

①団体の会則・規約 ②活動計画書 ③年間予算書

※団体独自のものが無い場合には、申請書にご記入ください。

2 登録証の交付

登録申請の内容について審査を行い、『福祉関係団体（福祉団体・ボランティア団体）』『一般団体』『地元町内会』『有料団体』として登録を承認した団体に対して、『福祉センター利用団体登録証』（以下、「登録証」といいます。）を交付します。（※団体区分の詳細は裏面をご覧ください。）

なお、申請書及び添付書類の記入内容等について、代表者、または連絡担当者へ確認のためご連絡することがあります。

申請から登録証の交付にかかる期間は概ね5日程度です。

3 団体登録の変更の手続き

登録期間中に団体の代表者等の変更、団体の事業活動の変更や停止等があった場合は、速やかに『福祉センター利用団体変更登録申請書』をご提出ください。

なお、提出の際には必ず登録証をご持参ください。

4 減免利用について

福祉関係団体、一般団体、地元町内会が社会福祉事業の目的で利用する場合に限り利用料金が減免されます。利用料金の減免を希望する団体は、『福祉センター利用許可申請書兼利用料金減免申請書』にてご提出ください。

① 福祉関係団体（福祉団体・ボランティア団体）

社会福祉事業の目的で利用する場合、利用料金の全てが減免されます。

② 一般団体、地元町内会

社会福祉事業の目的で利用する場合、月4回までの利用料金が減免されます。

※回数の単位は1日単位となるため、同日に複数の部屋を使用した場合も1回となります。

◆減免団体の区分

区 分	減免内容	減免団体の基準	減免団体の条件	申込受付開始
柏崎市、新潟県、国、指定管理者	社会福祉事業の目的で利用する場合、利用料金の全てを免除			3ヶ月前
福祉関係団体（福祉団体、ボランティア団体）	社会福祉事業の目的で利用する場合、利用料金の全てを免除	<p>(1) 福祉団体 市内に活動拠点があって、上部組織が全国又は新潟県を活動範囲として、障害者、高齢者、児童、ひとり親家庭等、地域福祉の推進を目的に活動をしている団体。</p> <p>(2) ボランティア団体 市内に活動拠点があって、障害者、高齢者、児童、ひとり親家庭等のボランティア支援を計画的に継続して、地域福祉の振興に寄与する団体。</p>	<p>① 団体意志を表明する代表者、団体意志を執行する組織、機構が確立している団体であること。</p> <p>② 会則又は規約があること。</p> <p>③ 自ら経理し、会計が確立していること。</p> <p>④ 団体構成員が概ね5人以上であること。</p>	3ヶ月前
一般団体、地元町内会	社会福祉事業の目的で利用する場合、月4回までの利用料金を免除	<p>(1) 一般団体 障害者、高齢者、児童、ひとり親家庭等が、学習や趣味・スポーツ・レクリエーション等の活動をする団体。</p> <p>(2) 地元町内会</p>		1ヶ月前